

茨城工業高等専門学校教務委員会専門部会要項

〔平成14年4月1日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校教務委員会規則第6条第2項の規定に基づき、専門部会の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教務委員会（以下「委員会」という。）に、進路指導専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(任務)

第3条 専門部会は、委員会の付託を受け、次の各号に掲げる事項を審議し実践する。

- (1) 学生の就職活動に関する情報の収集及び指導助言に関すること。
- (2) 学生の進学に関する情報の収集及び指導助言に関すること。
- (3) インターシップの企画及び学生に対する指導助言に関すること。
- (4) 進路に関する講演会等の企画に関すること。
- (5) その他、学生の進路に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 副校長（教務主事）
 - (2) 教務主事補 1人
 - (3) 第4学年及び第5学年の学級担任
 - (4) 学生課長
 - (5) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項に掲げる部会員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第5号に掲げる部会員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の部会員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

- 2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、第4条第1項第2号の部会員がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第6条の2 専門部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第7条 専門部会の部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専門部会の事務は、学生課において処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校就職委員会規則（昭和42年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。